

誓約書兼同意書

私は、むつ市空き家等利活用推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請するに当たり、むつ市補助金等に関する規則（以下「規則」という。）及び令和7年度むつ市空き家等利活用推進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、下記のことを全て満たすことを誓約するとともに、この誓約内容について確認の必要があるときは、市が調査及び関係機関に個人情報の照会をすることに同意します。

なお、規則第15条第1項又は第2項の規定により補助金の交付決定の取消しを受けた場合、又は規則第16条の規定及び要綱第16条第4項の規定により市長から返還を求められた場合は、補助金の全部を返還します。

記

- 1 要綱第4条第1項第1号から3号に規定する補助対象者が補助金の交付を受けた場合は、補助対象物件に5年以上居住する。
- 2 要綱第4条第1項第4号に規定する補助対象者が補助金の交付を受けた場合は、補助対象物件を5年以上活用する。
- 3 むつ市内で現に所有している住宅がある場合は、その住宅の解体及び利活用を行い報告する。
- 4 規則第20条の規定により、補助金の交付を受けた物件を市長の承認を受けないで、目的に反して使用し、譲渡し、交換し、又は貸付けに供さない。
- 5 補助対象物件に居住する者は、暴力団員又は暴力団に関係する者でない。

年 月 日

（宛先）むつ市長

住 所
氏 名